

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社アトリエアク	北海道札幌市中央区北2条西26丁目2-12

2 指名停止期間

測量・設計（建設コンサルタント）

平成26年 1月24日～平成26年 4月23日（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

当該業者は、稚内開発建設部発注の「稚内開発建設部管内道路附属施設13設計業務」の入札で、株式会社アトリエアクに落札決定したが、同社は協力事務所に予定していた設備事務所が、業務多忙につき、設備の主任技術者の人員を確保できなくなったとして、契約締結を辞退した。

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】

北海道森林管理局 経理課

直 通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）